年　　月　　日

参考４

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

　　理 事 長　　　　　　斎藤　　保　　殿

申請者（日本法人）　住　　　所

名　　 称

代表者等名

申請者（外国法人）　住　　　所

名　　 称

代表者等名

国際実証研究費助成金に係る確約書

（○○○○を実現するための○○○実証研究（国・地域名））

　　（日本法人）　　（以下「甲」といいます。）及び　　（外国法人）　　（以下「乙」といいます。）は、甲及び乙が助成金の交付申請を行った上記の助成事業（以下「本事業」といいます。）について、以下のとおり確約します。

一　甲及び乙は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び同施行令（昭和30年政令第255号）、並びに国際実証研究費助成金交付規程（以下「交付規程」といいます。）及び本確約書等を、連帯して遵守し、助成金交付決定を受けた場合には本事業について連帯して遂行します。

二　甲及び乙は、本事業に関し、甲又は乙が負担する、助成金の返還債務、加算金及び延滞金その他一切の金銭債務（収益納付又は処分制限財産の処分により生じた収入の納付に係る債務を含みます。）について連帯して履行します。

三　乙は、甲を乙の本事業に係る代理人と定め、乙の本事業に係る助成金に関する一切の事項（助成金の交付申請、助成金交付決定、助成金返還命令等の各種書類の受領、並びに貴機構等による調査及び検査への対応を含みます。）に関し、一切の処理権限を甲に委任します。

四　甲及び乙は、甲の役員又は従業員で、日本に住所を有する者に、乙の本事業の遂行に必要な権限と責任を与えるものとします。

五　乙は、乙の本事業に係る書類（経理関係書類を含みます。）の全てを甲に日本国内で保管させ、甲は当該書類を日本国内で保管し、甲及び乙は、貴機構の要請に応じて、自己の負担で、当該書類の日本語訳を作成します。また、甲及び乙は、本事業終了後においても貴機構等による調査及び検査への対応等に対して、真摯に対応致します。

六　交付規程に定めのある期間の始期及び終期は日本標準時間によることとします。

七　交付規程に定める通貨は日本円とします。

八　相互の意見の疎通を図るため、甲及び乙は交付規程で定める文書、書類、報告書等のうち貴機構が別に定めるものについては、日本語を使用し、又は日本語訳を添付するものとし、本事業に係る協議､連絡､打合わせ等において日本語を使用することができるよう通訳の確保等必要な措置を、甲及び乙の負担で講ずるものとします。

九　交付規程及び本確約書は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

十　交付規程及び本確約書並びに本事業に関する一切の紛争については、横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上